

浜の活力再生プラン
令和 6 ～ 1 0 年度
第 3 期

1 地域水産業再生委員会

組織名	増毛地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 石田和夫（増毛漁業協同組合代表理事組合長）

再生委員会の構成員	増毛漁業協同組合、増毛町
オブザーバー	北海道（留萌振興局産業振興部水産課） 留萌地区水産技術普及指導所留萌南部支所 北海道漁業協同組合連合会

対象となる地域の範囲及び漁業の種類 (令和 4 年度実績)	地域の範囲：北海道増毛郡増毛町 漁業の種類：ほたて養殖漁業 (1 0 件) えび漁業 (1 0 件) たこ漁業 (1 3 2 件) 内 訳 たこ函漁 (1 4 件) たこ縄漁 (2 8 件) たこ樽流漁 (2 2 件) たこいさり漁 (6 8 件) 定置網漁業（さけ・ひらめ・ぶり） (3 件) 刺網漁業（かれい・ひらめ） (3 9 件) なまこ漁業 (5 3 件) うに・あわび・海藻類 (1 3 5 件) 内 訳 うに漁 (6 5 件) あわび漁 (5 1 件) 採海藻漁 (1 9 件) (※複数漁業の兼業を含む) 漁業者数：正会員名 1 0 9 組合員 (令和 5 年 3 月 3 1 日現在)
----------------------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

当地区は、北海道北西部日本海側の留萌振興局管内最南端に位置しており、漁業・農業等一次産業が盛んな町である。当漁協は、えび・たこ・ほたてがいが漁獲の中心となっており、その他では、うにやなまこ・かれい類などが主な水揚げ対象魚種である。令和 4 年の水揚げ総取扱高は数量 6,361 トン・金額 31 億 100 万円であった。 近年では、気候変動や環境変化に起因する磯焼け現象や海況の変化による漁場の基礎生産力の衰退による様々な魚種の漁獲量減少を招いている。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響による燃油価格及び資材の高騰や魚価安により依然として漁業者の経営を圧迫しており、更にはトド等の海獣類による深刻な漁業被害が増大の一途をたどっており、自助努力による改善は限界をきたしている。
--

(2) その他の関連する現状等

増毛町は、人口は約3千7百人であり、漁業や農業が地区の主要産業である。人口は直近10年で1千2百人程度減少し、高齢化も進んでおり、就業者の確保が課題となっている。

当地区は、札幌市や旭川市等の道内都市部からのアクセスが良いが、コロナ禍で各種のイベントが開催できない状況が続いた。しかし、令和5年からは、5月の「増毛春の味まつり」、9月の「秋の味まつり」を観光業などの他産業と協力し地域一体となって従前の形態で開催することになった。増毛春の味まつりでは、当漁協の主力である甘えびを目的とした多くの観光客を招いている。

また、留萌地区漁青連を主体とし、地元酒造である国稀酒造(株)の協力のもと、「漁師の力酒(ちからみず)」を各種イベントにて販売し、増毛町の名をアピールしている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

当地域は漁業が基幹産業であり、漁業の好不漁が地域経済へ大きな影響を及ぼすため、漁業基盤の安定化が最も重要となっており、漁業資源の安定と資源の増大目指して育てる漁業と漁場造成に積極的に取り組んできた。

近年は、当地域の大半の組合員が漁獲対象としているうに・なまこ・たこ等の浅海資源が気象変動による高水温などの影響等から減少傾向にあり、厳しい漁業経営となっているほか、えび漁業等の沖合漁業においても資源量の減少や燃油・資材の高騰から操業経費が増大したため十分な利益を確保出来ず、漁業経営の悪化を招いている。

このような現状とこれまでの経緯を踏まえ水産資源の安定と魚価の向上、並びに漁労経費の削減に係る対策に取り組むため、「浜の活力再生プラン」を策定し、漁業所得の向上による漁家経営の安定と当地域の活性化を目指す。

1. 漁業収入向上のための取組

(1) 水産資源や生産量の増大

- ①うに・あわびの種苗放流による資源の保護・増大を図る。
- ②なまこ種苗の生産及び中間育成による大型化と放流による資源増大を図る。
- ③さけ・にしん・ひらめの稚魚放流を関係機関と連携して取り組み、資源の保護・増大を図る。
- ④くろがしらかれいの人工孵化放流事業を実施し資源増大を図る。
- ⑤うにやあわびの餌料環境の改善を目指し、水産環境整備事業による長期計画に基づいた既設の囲い礁の嵩上を推進するため、北海道と連携を図る。
- ⑥うにやあわびの生息環境の改善を図るため、藻場の母藻設置や施肥投入などの取組を行い、栄養塩の確保と藻場の拡大に努める。
- ⑦磯焼け現象を再発させないため、うにの生息密度や藻場の繁茂状況のモニタリングを行い、効率的な漁獲管理に努める。
- ⑧なまこの産卵用個体確保のため、110グラム以下の個体を採捕しない取組を継続する。
- ⑨たこ産卵礁の整備促進について北海道と連携を図るとともに、重量制限などの規制を漁業者が自主的に行うことにより稚ダコの保護に努めることで資源の増大を目指す。
- ⑩うに・あわび・なまこの密漁防止のため、漁業者・漁協と関係機関が連携した密漁対策事業を継続し資源の保護を図る。

(2) 水産物の増産と単価向上

- ①えびの色合い等に配慮した鮮度保持、品質向上に努めるため、出荷方法の統一ルールを実施することによる消費者側からの信頼性の向上を図る。また、買受人のニーズに合わせたえびの出荷調整（入港時間の調整等）による魚価の向上を図る。
- ②たこ漁獲時に内蔵除去の一次加工処理を行い出荷することで単価向上が図られていることから継続して取り組み魚価単価の向上を目指す。
- ③うにの密度管理（間引き）と餌料の豊富な漁場へうにを移植する取組を継続し、餌料環境を向上させることで、うに・あわびの身入りを改善することによる魚価向上を目指す。
- ④東北地方において震災以降のほたて貝種苗生産体制が十分に整わない状況をふまえて、東北地方のほたて養殖漁業者との連携を図り、種苗生産から半成貝育成の生産工程を当地区で補完することで、ほたて半成貝の出荷量安定と増大を図り、漁業収入の向上を目指す。
- ⑤ほたて貝沖合養殖施設の増設に取り組むとともに、増毛港内入口にある蓄養施設を活用した荒天時における安定的な供給体制を確保し、買受人のニーズに合わせた出荷調整と出荷数量の確保による魚価の向上を目指す。
- ⑥なまこの商品価値を高めるため選別を徹底するとともに、傷ついたなまこが出荷品質の評価を下げていることから、一時蓄養を行い傷の回復を待ってから出荷することにより、品質向上による漁業収入の向上を図る。
- ⑦消費地側からの鮮度保持・品質向上の声に応えるため、ひらめと近年漁獲の多いぶりの船上活〆による鮮度保持の取組を実施し付加価値の向上を図る。
- ⑧消費地側からの鮮度保持・品質向上の声に応えるため、施氷方法を統一化し高い鮮度での均一化に努める。また、港内での荷捌き作業時に滅菌海水を使用する等の衛生管理を徹底し魚価の向上を図る。
- ⑨関係機関と連携した地産地消イベントを活用し、地元海産物の普及活動に取り組み、大消費地への販路拡大に努めることで魚価の向上を図る。
- ⑩増毛港屋根付き岸壁（令和3年新設）を利活用した衛生管理対策に努め、水産物の鮮度・品質向上により魚価の向上を図る。

2. 漁業コスト削減のための取組

- ①船底清掃や減速航行等の省燃料活動を実施し経費削減を図る。
- ②漁船エンジンの省エネ型機器への換装や老朽化した漁船の更新に努め、燃油節減を図る。
- ③トドなどの海獣の駆除や追い払いの強化、来遊情報の把握と適切な情報提供等による漁獲ロスの低減、漁具、漁網被害の低減を図る。
- ④有害海獣の被害対策としての強化刺網導入試験等の取組を継続する。

3. 漁村の活性化のための取組

関係機関と連携を図り、各種補助制度を活用し漁業者の人材確保・育成を図る。

(3) 資源管理に係る取組

- ・操業隻数、基幹等の規制遵守による資源へ与える負荷の抑制。（北海道海面漁業調整規則）
- ・増毛漁業協同組合の資源管理計画に基づく、自主的資源管理措置の実施による資源確保と漁業経費の削減。（北海道資源管理協議会）
- ・共同漁業権行使規則に基づく規制の徹底による資源確保。（増毛漁業協同組合）
- ・各漁業部会による漁獲物規制及び出漁回数等の自主規制を設定。（増毛漁業協同組合）

(4) 具体的な取組内容

1年目（令和6年度）所得向上率（基準年比）15.8%

漁業収入向上のための取組	○えび漁業者は、買い受け業者を通じて把握した道外の消費地側の要請を踏まえ、えびの色合い等に配慮した鮮度保持、品質向上に努めるべく、えびの鮮度保持のための出荷方法の統一ルール（船上での搬送には海水冷却装置を使用し低温管理した活魚水槽を活用し、陸揚後は、施氷により-1℃前後での保管を厳格に行う）を実施し、入港時間などの出荷調整を徹底して単価の向上を目指すとともに、出荷方法をPRすることで消費者側からのさらなる信頼
--------------	--

	性の向上に努める。 ○たこ漁業者と漁協は、たこ資源増大のため北海道が実施するタコ産卵礁の整備促進を要請するとともに、重量制限など漁獲物規制等を自主的に行うことにより稚ダコの保護に努める。また、仲買業者からのニーズに対応して鮮度保持を図るべく漁獲時に内蔵除去の一次加工処理を行った上で出荷することで、魚価単価の向上を目指す。 ○ほたて養殖漁業者は、東北地方において震災以降、種苗生産体制が整わない状況から、作業工程を「種苗生産→成貝育成・出荷」から「半成貝購入→成貝育成・出荷」に移行したことを背景に、東北地方の養殖漁業者との連携を深め、「種苗生産→半成貝育成」の過程を当地区で補完することで、出荷数量（金額）の増大に取り組むとともに、沖合養殖施設の増設による出荷数量の増大にも取り組む。また、増毛港内入口にある蓄養施設を活用し、荒天時にも安定的な供給を図るべく出荷調整に取り組む。 ○採介藻漁業者は、うにやあわびの生息環境の改善を図るとともに藻場の造成による餌料の確保を図るべく、水産環境整備事業による長期計画により既設の囲い礁の嵩上を推進するため北海道と連携を図る。加えて、母藻の設置や施肥などの取組を通じて栄養塩の確保を図ることにより、さらに藻場の拡大に努める。 こうした取組を通じて、うにやあわびの種苗放流による資源の増大を図ることとするが、磯焼け現象を再発させることがないように、うにの生息密度や藻場の繁茂状況をモニタリングし、うにの密度管理（間引き）を行いつつ、餌不足により生殖巣の発達が悪くなったうにが出現した場合には必要に応じて餌料の豊富な漁場へ移植することにより効率的な資源増大を図るとともに単価の向上に努める。 ○なまこ漁業者と漁協は、産卵用個体確保のため110グラム以下の個体を採捕しないこととする。 あわせて資源増大事業として漁業者自らが「種苗生産・種苗放流」を持続的に行い資源確保に努めるほか、栽培漁業振興公社からの種苗購入・放流により持続的な資源確保活動を進める。また、漁獲の際に漁具とのこすれなどで傷ついたなまこが出荷品質の評価を下げていることから、品質の安定を図るべく傷なまこについて蓄養施設で傷の回復を待って出荷することで品質向上に努める。 ○採介藻漁業者となまこ漁業者と漁協は、関係機関と連携した密漁防止パトロール、防止啓発等の取組を実施することにより、うに・あわび・なまこ資源の保護を図る。 ○刺網漁業者、定置網漁業者及び漁協は、栽培漁業振興公社や管内増殖事業協会などと連携して、にしん、ひらめ、くろがしらがれい、さけ稚魚の放流事業などに取り組む。また、消費地側からの鮮度保持、品質向上への要請を踏まえて、ひらめや近年混獲による漁獲が多いぶりの船上活〆に取り組むとともに、施氷方法を統一化し高い鮮度での均一化に努める。また港内での荷捌き作業時に滅菌海水を使用することにより、衛生管理を徹底することで魚価の向上を図る。さらにぶりについては、販売先の需要に基づく最適保存方法を施し新たな販売先との連携を強化し漁業収入の向上に取り組む。 ○全漁業者および増毛漁業協同組合は、留萌管内お魚普及協議会と連携し、販売戦略に基づき、地産地消イベントの活用や料理教室などの開催を行うほか、観光業などの他産業との協力により地域が一体となって取り組んでいる「増毛春の味まつり」や「増毛秋の味まつり」を活用し魚食普及に向けた取
--	--

	組を行うことで増毛産海産物の単価向上を目指す。また、これら取組を通じて増毛産海産物の新たな宣伝、販売方法を実施し、札幌市・旭川市などの大消費地への販路拡大に努めることで単価向上を図る。 令和3年に新設された屋根付き岸壁（増毛港）を利活用し更なる鮮度保持・鳥類による糞害から漁獲物を守ることににより単価向上に努める。
漁業コスト削減のための取組	○全漁業者は、1ノット減速航行並びに船底清掃および漁船の回転数低減により更なる燃油コストの削減に取り組む。 ○全漁業者は、機関換装や漁船建造の際には、省エネ機器を積極的に導入することにより、燃油の節減に取り組む。 ○刺網漁業者は、トドなど海獣の駆除や追い払いの強化、来遊情報の把握と適切な情報提供等を行う事で漁獲ロスの低減、漁具・漁網被害の低減に取り組む。また、有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用した強化刺網導入試験等の取組の継続に努める。
漁村の活性化のための取組	○全漁業者と漁協は、漁業の担い手・後継者対策について、町や北海道漁業就業支援協議会等の関係機関と連携を図り、各種補助制度を活用した取り組みや就業支援フェアへの参加を実施し、漁業者の人材確保・育成を図る。
活用する支援措置等	・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・水産基盤整備事業（国・道） ・増毛町水産業振興事業（町） ・漁業経営安定対策事業（積立ぷらす）国 ・競争力強化型機器導入事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）

2年目（令和7年度） 所得向上率（基準年比）15.8%

漁業収入向上のための取組	○えび漁業者は、えびの鮮度保持のための出荷方法の統ルールを実施し、入港時間などの出荷調整を徹底して単価の向上を目指すとともに、出荷方法をPRすることで消費者側からのさらなる信頼性の向上に努める。 ○たこ漁業者と漁協は、たこ資源増大のため北海道が実施するタコ産卵礁の整備促進を要請するとともに、重量制限など漁獲物規制等を自主的に行うことにより稚ダコの保護に努める。また、漁獲時に内蔵除去の一次加工処理を行った上で出荷することを継続し、仲買業者からの信頼の獲得を図る。 ○ほたて養殖漁業者は、東北地方の養殖漁業者との連携を深め、「種苗生産→半成貝育成」の過程を当地区で補完することで、出荷数量（金額）の増大に取り組むとともに、沖合養殖施設の増設による出荷数量の増大にも取り組む。また、増毛港内入口にある蓄養施設を活用し、荒天時にも安定的な供給を図るべく出荷調整に継続的に取り組み、出荷先からの信頼の向上に努める。 ○採介藻漁業者は、うにやあわびの生息環境の改善を図るとともに藻場の造成による餌料の確保を図るべく、水産環境整備事業による長期計画により既設の囲い礁の嵩上を推進するため北海道と連携を図る。加えて、母藻の設置や施肥などの取組を通じて栄養塩の確保を図ることにより、さらに藻場の拡大
--------------	--

	に努める。 こうした取組を通じて、うにやあわびの種苗放流による資源の増大を図ることとするが、磯焼け現象を再発させることがないように、うにの生息密度や藻場の繁茂状況をモニタリングし、うにの密度管理（間引き）を行いつつ、餌不足により生殖巣の発達が悪くなったうにが出現した場合には必要に応じて餌料の豊富な漁場へ移植することにより効率的な資源増大を図るとともに単価の向上に努める。 ○なまこ漁業者と漁協は、産卵用個体確保のため110グラム以下の個体を採捕しないこととする。 あわせて資源増大事業として漁業者自らが「種苗生産・種苗放流」を持続的に行い資源確保に努めるほか、栽培漁業振興公社からの種苗購入・放流により持続的な資源確保活動を進める。また、漁獲の際に漁具とのこすれなどで傷ついたなまこが出荷品質の評価を下げていることから、品質の安定を図るべく傷なまこについて蓄養施設で傷の回復を待って出荷することで品質向上に努めることにより、買受人からの評価向上を目指す。 ○採介藻漁業者となまこ漁業者と漁協は、関係機関と連携した密漁防止パトロール、防止啓発等の取組を実施することにより、うに・あわび・なまこ資源の保護を図る。 ○刺網漁業者、定置網漁業者及び漁協は、栽培漁業振興公社や管内増殖事業協会などと連携して、にしん、ひらめ、くろがしらがい、さけ稚魚の放流事業などに取り組む。また、消費地側からの鮮度保持、品質向上への要請を踏まえて、ひらめや近年混獲による漁獲が多いぶりの船上活〆に取り組むとともに、施氷方法を統一化し高い鮮度での均一化に努める。また港内での荷捌き作業時に滅菌海水を使用することにより、衛生管理を徹底することで魚価の向上を図る。さらにぶりについては、販売先の需要に基づく最適保存方法を施し新たな販売先との連携を強化し漁業収入の向上に取り組む。 ○全漁業者および増毛漁業協同組合は、留萌管内お魚普及協議会と連携し、販売戦略に基づき、地産地消イベントの活用や料理教室などの開催を行うほか、観光業などの他産業との協力により地域が一体となって取り組んでいる「増毛春の味まつり」や「増毛秋の味まつり」を活用し魚食普及に向けた取組を行うことで増毛産海産物の単価向上を目指す。また、これら取組を通じて増毛産海産物の新たな宣伝、販売方法を実施し、札幌市・旭川市などの大消費地への販路拡大に努めることで単価向上を図る。 令和3年に新設された屋根付き岸壁（増毛港）を利活用し更なる鮮度保持・鳥類による糞害から漁獲物を守ることにより単価向上に努める。
漁業コスト削減のための取組	○全漁業者は、1ノット減速航行並びに船底清掃および漁船の回転数低減により更なる燃油コストの削減に取り組む。 ○全漁業者は、機関換装や漁船建造の際には、省エネ機器を積極的に導入することにより、燃油の節減に取り組む。 ○刺網漁業者は、トドなど海獣の駆除や追い払いの強化、来遊情報の把握と適切な情報提供等を行う事で漁獲ロスの低減、漁具・漁網被害の低減に取り組む。また、有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用した強化刺網導入試験等の取組の継続に努める。
漁村の活性化のための取組	○全漁業者と漁協は、漁業の担い手・後継者対策について、町や北海道漁業就業支援協議会等の関係機関と連携を図り、各種補助制度を活用した取り組みや就業支援フェアへの参加を実施し、漁業者の人材確保・育成を図る。

活用する支援措置等	・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・水産基盤整備事業（国・道） ・増毛町水産業振興事業（町） ・漁業経営安定対策事業（積立ぷらす）国 ・競争力強化型機器導入事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）
-----------	---

3年目（令和8年度） 所得向上率（基準年比）15.8%

漁業収入向上のための取組	○えび漁業者は、えびの鮮度保持のための出荷方法の統一ルールを実施し、入港時間などの出荷調整を徹底して単価の向上を目指すとともに、出荷方法をPRすることで消費者側からのさらなる信頼性の向上に努める。 ○たこ漁業者と漁協は、たこ資源増大のため北海道が実施するタコ産卵礁の整備促進を要請するとともに、重量制限など漁獲物規制等を自主的に行うことにより稚ダコの保護に努める。また、漁獲時に内蔵除去の一次加工処理を行った上で出荷することを継続し、魚価単価の向上を目指すとともに、仲買業者からの信頼の獲得を図る。 ○ほたて養殖漁業者は、東北地方の養殖漁業者との連携を深め、「種苗生産→半成貝育成」の過程を当地区で補完することで、出荷数量（金額）の増大に取り組むとともに、沖合養殖施設の増設による出荷数量の増大にも取り組む。また、増毛港内入口にある蓄養施設を活用し、荒天時にも安定的な供給を図るべく出荷調整に継続的に取り組み、出荷先からの信頼の向上に努める。 ○採介藻漁業者は、うにやあわびの生息環境の改善を図るとともに藻場の造成による餌料の確保を図るべく、水産環境整備事業による長期計画により既設の囲い礁の嵩上を推進するため北海道と連携を図る。加えて、母藻の設置や施肥などの取組を通じて栄養塩の確保を図ることにより、さらに藻場の拡大に努めるとともに、調査等を実施することにより取り組み効果の検証と改善を図る。 こうした取組を通じて、うにやあわびの種苗放流による資源の増大を図ることとするが、磯焼け現象を再発させることがないよう、うにの生息密度や藻場の繁茂状況をモニタリングし、うにの密度管理（間引き）を行いつつ、餌不足により生殖巣の発達が悪くなったうにが出現した場合には必要に応じて餌料の豊富な漁場へ移植することにより効率的な資源増大を図るとともに単価の向上に努める。 ○なまこ漁業者と漁協は、産卵用個体確保のため110グラム以下の個体を採捕しないこととする。 あわせて資源増大事業として漁業者自らが「種苗生産・種苗放流」を持続的に行い資源確保に努めるほか、栽培漁業振興公社からの種苗購入・放流により持続的な資源確保活動を進める。また、漁獲の際に漁具とのこすれなどで傷ついたなまこが出荷品質の評価を下げていることから、品質の安定を図るべく傷なまこについて蓄養施設で傷の回復を待って出荷することで品質向上に努めることにより、買受人からの評価向上を目指す。 ○採介藻漁業者となまこ漁業者と漁協は、関係機関と連携した密漁防止パトロール、防止啓発等の取組を実施することにより、うに・あわび・なまこ資源
--------------	---

	の保護を図る。 ○刺網漁業者、定置網漁業者及び漁協は、栽培漁業振興公社や管内増殖事業協会などと連携して、にしん、ひらめ、くろがしがれい、さけ稚魚の放流事業などに取り組む。また、消費地側からの鮮度保持、品質向上への要請を踏まえて、ひらめや近年混獲による漁獲が多いぶりの船上活〆に取り組むとともに、施氷方法を統一化し高い鮮度での均一化に努める。また港内での荷捌き作業時に滅菌海水を使用することにより、衛生管理を徹底することで魚価の向上を図る。さらにぶりについては、販売先の需要に基づく最適保存方法を施し新たな販売先との連携を強化し漁業収入の向上に取り組む。 ○全漁業者および増毛漁業協同組合は、留萌管内お魚普及協議会と連携し、販売戦略に基づき、地産地消イベントの活用や料理教室などの開催を行うほか、観光業などの他産業との協力により地域が一体となって取り組んでいる「増毛春の味まつり」や「増毛秋の味まつり」を活用し魚食普及に向けた取組を行うことで増毛産海産物の単価向上を目指す。また、これら取組を通じて増毛産海産物の新たな宣伝、販売方法を実施し、札幌市・旭川市などの大消費地への販路拡大に努めることで単価向上を図る。 令和3年に新設された屋根付き岸壁（増毛港）を利活用し更なる鮮度保持・鳥類による糞害から漁獲物を守ることににより単価向上に努める。
漁業コスト削減のための取組	○全漁業者は、1ノット減速航行並びに船底清掃および漁船の回転数低減により更なる燃油コストの削減に取り組む。 ○全漁業者は、機関換装や漁船建造の際には、省エネ機器を積極的に導入することにより、燃油の節減に取り組む。 ○刺網漁業者は、トドなど海獣の駆除や追い払いの強化、来遊情報の把握と適切な情報提供等を行う事で漁獲ロスの低減、漁具・漁網被害の低減に取り組む。また、有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用した強化刺網導入試験等の取組の継続に努める。
漁村の活性化のための取組	○全漁業者と漁協は、漁業の担い手・後継者対策について、町や北海道漁業就業支援協議会等の関係機関と連携を図り、各種補助制度を活用した取り組みや就業支援フェアへの参加を実施し、漁業者の人材確保・育成を図る。
活用する支援措置等	・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・水産基盤整備事業（国・道） ・増毛町水産業振興事業（町） ・漁業経営安定対策事業（積立ぷらす）国 ・競争力強化型機器導入事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）

4年目（令和9年度） 所得向上率（基準年比）15.8%

漁業収入向上のための取組	○えび漁業者は、えびの鮮度保持のための出荷方法の統一ルールを実施し、入港時間などの出荷調整を徹底して単価の向上を目指すとともに、出荷方法をPRすることで消費者側からのさらなる信頼性の向上に努める。 ○たこ漁業者と漁協は、たこ資源増大のため北海道が実施するタコ産卵礁の整
--------------	--

	備促進を要請するとともに、重量制限など漁獲物規制等を自主的に行うことにより稚ダコの保護に努める。また、漁獲時に内蔵除去の一次加工処理を行った上で出荷することを継続し、仲買業者からの信頼の更なる向上を図る。 ○ほたて養殖漁業者は、東北地方の養殖漁業者との連携を深め、「種苗生産→半成貝育成」の過程を当地区で補完することで、出荷数量（金額）の増大に取り組むとともに、沖合養殖施設の増設による出荷数量の増大にも取り組む。また、増毛港内入口にある蓄養施設を活用し、荒天時にも安定的な供給を図るべく出荷調整に継続的に取り組み、出荷先からの信頼の向上に努める。 ○採介藻漁業者は、うにやあわびの生息環境の改善を図るとともに藻場の造成による餌料の確保を図るべく、水産環境整備事業による長期計画により既設の囲い礁の嵩上を推進するため北海道と連携を図る。加えて、母藻の設置や施肥などの取組を通じて栄養塩の確保を図ることにより、さらに藻場の拡大に努めるとともに、調査等を実施することにより取り組み効果の検証と改善を図る。 こうした取組を通じて、うにやあわびの種苗放流による資源の増大を図ることとするが、磯焼け現象を再発させることがないよう、うにの生息密度や藻場の繁茂状況をモニタリングし、うにの密度管理（間引き）を行いつつ、餌不足により生殖巣の発達が悪くなったうにが出現した場合には必要に応じて餌料の豊富な漁場へ移植することにより効率的な資源増大を図るとともに単価の向上に努める。 ○なまこ漁業者と漁協は、産卵用個体確保のため110グラム以下の個体を採捕しないこととする。 あわせて資源増大事業として漁業者自らが「種苗生産・種苗放流」を持続的に行い資源確保に努めるほか、栽培漁業振興公社からの種苗購入・放流により持続的な資源確保活動を進める。また、漁獲の際に漁具とのこすれなどで傷ついたなまこが出荷品質の評価を下げていることから、品質の安定を図るべく傷なまこについて蓄養施設で傷の回復を待って出荷することで品質向上に努めることにより、買受人からの評価向上を目指す。 ○採介藻漁業者となまこ漁業者と漁協は、関係機関と連携した密漁防止パトロール、防止啓発等の取組を実施することにより、うに・あわび・なまこ資源の保護を図る。 ○刺網漁業者、定置網漁業者及び漁協は、栽培漁業振興公社や管内増殖事業協会などと連携して、にしん、ひらめ、くろがしらがい、さけ稚魚の放流事業などに取り組む。また、消費地側からの鮮度保持、品質向上への要請を踏まえて、ひらめや近年混獲による漁獲が多いぶりの船上活〆に取り組むとともに、施氷方法を統一化し高い鮮度での均一化に努める。また港内での荷捌き作業時に滅菌海水を使用することにより、衛生管理を徹底することで魚価の向上を図る。さらにぶりについては、販売先の需要に基づく最適保存方法を施し新たな販売先との連携を強化し漁業収入の向上に取り組む。 ○全漁業者および増毛漁業協同組合は、留萌管内お魚普及協議会と連携し、販売戦略に基づき、地産地消イベントの活用や料理教室などの開催を行うほか、観光業などの他産業との協力により地域が一体となって取り組んでいる「増毛春の味まつり」や「増毛秋の味まつり」を活用し魚食普及に向けた取組を行うことで増毛産海産物の単価向上を目指す。また、これら取組を通じて増毛産海産物の新たな宣伝、販売方法を実施し、札幌市・旭川市などの大消費地への販路拡大に努めることで単価向上を図る。 令和3年に新設された屋根付き岸壁（増毛港）を利活用し更なる鮮度保持・鳥類による糞害から漁獲物を守ることににより単価向上に努める。
--	--

漁業コスト削減のための取組	○全漁業者は、1ノット減速航行並びに船底清掃および漁船の回転数低減により更なる燃油コストの削減に取り組む。 ○全漁業者は、機関換装や漁船建造の際には、省エネ機器を積極的に導入することにより、燃油の節減に取り組む。 ○刺網漁業者は、トドなど海獣の駆除や追い払いの強化、来遊情報の把握と適切な情報提供等を行う事で漁獲ロスの低減、漁具・漁網被害の低減に取り組む。また、有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用した強化刺網導入試験等の取組の継続に努める。
漁村の活性化のための取組	○全漁業者と漁協は、漁業の担い手・後継者対策について、町や北海道漁業就業支援協議会等の関係機関と連携を図り、各種補助制度を活用した取り組みや就業支援フェアへの参加を実施し、漁業者の人材確保・育成を図る。
活用する支援措置等	・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・水産基盤整備事業（国・道） ・増毛町水産業振興事業（町） ・漁業経営安定対策事業（積立ぷらす）国 ・競争力強化型機器導入事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）

5年目（令和10年度） 所得向上率（基準年比）15.8%

漁業収入向上のための取組	○えび漁業者は、えびの鮮度保持のための出荷方法の統一ルールを実施し、入港時間などの出荷調整を徹底し、出荷方法をPRすることで消費者側からのさらなる信頼性の向上に努めるとともに、継続的に統一ルールによる出荷を行い、ブランド力の向上を目指す。 ○たこ漁業者と漁協は、たこ資源増大のため北海道が実施するタコ産卵礁の整備促進を要請するとともに、重量制限など漁獲物規制等を自主的に行うことにより稚ダコの保護に努める。また、漁獲時に内蔵除去の一次加工処理を行った上での出荷を一般化させることにより、魚価単価の向上とその継続を目指す。 ○ほたて養殖漁業者は、東北地方の養殖漁業者との連携を深め、「種苗生産→半成貝育成」の過程を当地区で補完することで、出荷数量（金額）の増大に取り組むとともに、沖合養殖施設の増設による出荷数量の増大にも取り組む。また、増毛港内入口にある蓄養施設を活用し、荒天時にも安定的な供給を図るべく出荷調整に取り組む、これらの取り組みを継続することにより、ほたて出荷の安定化を目指す。 ○採介藻漁業者は、うにやあわびの生息環境の改善を図るとともに藻場の造成による餌料の確保を図るべく、水産環境整備事業による長期計画により既設の囲い礁の嵩上を推進するため北海道と連携を図る。加えて、母藻の設置や施肥などの取組を通じて栄養塩の確保を図ることにより、さらに藻場の拡大に努めるとともに、調査等を実施することにより取り組み効果の検証と改善を図る。 こうした取組を通じて、うにやあわびの種苗放流による資源の増大を図るこ
---------------------	---

	ととするが、磯焼け現象を再発させることがないように、うにの生息密度や藻場の繁茂状況をモニタリングし、うにの密度管理（間引き）を行いつつ、餌不足により生殖巣の発達が悪くなったうにが出現した場合には必要に応じて餌料の豊富な漁場へ移植することにより効率的な資源増大を図ることにより、磯焼け対策を通じた沿岸漁業の安定化を目指す。 ○なまこ漁業者と漁協は、産卵用個体確保のため110グラム以下の個体を採捕しないこととする。 あわせて資源増大事業として漁業者自らが「種苗生産・種苗放流」を持続的に行い資源確保に努めるほか、栽培漁業振興公社からの種苗購入・放流により持続的な資源確保活動を進める。また、漁獲の際に漁具とのこすれなどで傷ついたなまこが出荷品質の評価を下げていることから、品質の安定を図るべく傷なまこについて蓄養施設で傷の回復を待って出荷することで品質向上に努め、これらの取り組みを継続して行うことによる、ブランド力の向上と資源保護の両立を図る。 ○採介藻漁業者となまこ漁業者と漁協は、関係機関と連携した密漁防止パトロール、防止啓発等の取組を実施することにより、うに・あわび・なまこ資源の保護を継続的に行い、地域漁業の安定化を図る。 ○刺網漁業者、定置網漁業者及び漁協は、栽培漁業振興公社や管内増殖事業協会などと連携して、にしん、ひらめ、くろがしらがい、さけ稚魚の放流事業などに取り組む。また、消費地側からの鮮度保持、品質向上への要請を踏まえて、ひらめや近年混獲による漁獲が多いぶりの船上活〆に取り組むとともに、施氷方法を統一化し高い鮮度での均一化に努める。また港内での荷捌き作業時に滅菌海水を使用することにより、衛生管理を徹底することで魚価の向上を図る。さらにぶりについては、販売先の需要に基づく最適保存方法を施し新たな販売先との連携を強化し漁業収入の向上に取り組む、新たな収入源となるようこれらの取り組みを継続する。 ○全漁業者および増毛漁業協同組合は、留萌管内お魚普及協議会と連携し、販売戦略に基づき、地産地消イベントの活用や料理教室などの開催を行うほか、観光業などの他産業との協力により地域が一体となって取り組んでいる「増毛春の味まつり」や「増毛秋の味まつり」を活用し魚食普及に向けた取組を行うことで増毛産海産物の単価向上を目指す。また、これら取組を通じて増毛産海産物の新たな宣伝、販売方法を実施し、札幌市・旭川市などの大消費地への販路拡大に努めることで単価向上を図る。 令和3年に新設された屋根付き岸壁（増毛港）を利活用し更なる鮮度保持・鳥類による糞害から漁獲物を守ることにより単価向上に努める。
漁業コスト削減のための取組	○全漁業者は、1ノット減速航行並びに船底清掃および漁船の回転数低減により更なる燃油コストの削減に取り組む。 ○全漁業者は、機関換装や漁船建造の際には、省エネ機器を積極的に導入することにより、燃油の節減に取り組む。 ○刺網漁業者は、トドなど海獣の駆除や追い払いの強化、来遊情報の把握と適切な情報提供等を行う事で漁獲ロスの低減、漁具・漁網被害の低減に取り組む。また、有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用した強化刺網導入試験等の取組の継続に努める。
漁村の活性化のための取組	○全漁業者と漁協は、漁業の担い手・後継者対策について、町や北海道漁業就業支援協議会等の関係機関と連携を図り、各種補助制度を活用した取り組みや就業支援フェアへの参加を実施し、漁業者の人材確保・育成を図る。

活用する支援措置等	・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・水産基盤整備事業（国・道） ・増毛町水産業振興事業（町） ・漁業経営安定対策事業（積立ふらす）国 ・競争力強化型機器導入事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）
-----------	--

（５）関係機関との連携

増毛町や留萌振興局とぎょれん・信漁連、共済組合等関係機関と連携し助言を受けながら再生プランの推進や各種支援制度の活用を図る。
--

（６）取組の評価・分析の方法・実施体制

浜プランの取組の実施状況及び成果については、別紙「増毛地区地域水産業再生委員会推進体制図」に掲げる関係機関より評価確認を年に１回行う。

４ 目標

（１）所得目標

漁業者の所得の 向上10%以上	基準年	
	目標年	

（２）上記の算出方法及びその妥当性

--

（３）所得目標以外の成果目標

えび単価の向上	基準年	H30年度～R4年度の 5中3平均：	1,584円/kg
	目標年	令和10年度：	1,615円/kg

新規就業者数の増加	基準年	平成30年度～令和4年度 累計：5人
	目標年	令和6年度～令和10年度 累計：8人

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

○所得目標のサブ指標：えび単価の向上 管内全体のエビ水揚量が近年減少傾向にあるが、それを補うために漁業者による出荷方法の統一ルールを実施し、鮮度保持及び品質向上を消費者にPRすることで、過去5カ年の5中3平均単価1,584円を基準年とし、目標年度の単価1,615円の2%以上の単価向上を目指す。 ○漁村活性化の成果目標：新規就業者数の増加 新規就業者については、平成30年度3人、令和元年度2人の新規就業者がいたが、コロナ禍となった令和2年度から令和4年度までは0人（累計5人）だった。そのため、令和6年度からは、就業支援フェアへの参加など、就業者獲得に係る取り組みを積極的に実施し、目標年まで累計8人の増員を図る。
--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築事業	・ 燃油高騰に対して防御し、漁業コスト低減を目指す。
省燃油活動推進事業	・ 漁船・漁船の上架・船底清掃並びに漁船エンジン回転率の低減等の省エネ活動の実践を行い、燃油消費量を基準年と比べて10%削減し、漁業経費の削減を目指す。
競争力強化型機器導入事業	・ 漁船の環境対応型機関（排ガス規制・省エネ対応）への換装による燃油使用料の減少により漁業経費の削減に取り組む。
有害生物漁業被害防止総合対策事業	・ 強化刺網の導入、操業形態や漁業種類の検討、休漁時の有効活用による操業コストの削減を目指す。
水産多面的機能発揮対策事業	・ 磯焼け地帯の海域に藻場を再生させ、水産生物の生息環境保全を図る。
水産基盤整備事業	・ 機能低下した囲い礁を嵩上げし、餌料海藻の生育場の創出し、うに、あわび、なまこ等の生息空間の増加を目指す。 ・ たこ産卵礁の増設により、たこ資源量の増大を目指す。
増毛町水産業振興事業	・ うに、あわび等の種苗放流、さけ、なまこの二次飼育等により資源増大を目指す。
漁業経営安定対策事業（積立ぶらす）	・ 漁獲高の減少や出荷価格の下落に対する対策として、漁業取得の安定化に取り組む。
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業	・ 漁船の老朽化による次世代船型漁船への代船取得による燃油使用料の減少及び修繕費の抑制による漁業経費の削減に取り組む。
新規就業者総合支援事業	・ 北海道漁業就業支援協議会と連携して、新規漁業就労者の確保に取り組む。